マイナ免許証とマイナンバーカードの更新を同じ年に迎える方へ

- マイナンバーカードは、誕生日の3か月前から更新手続ができます。
- 〇 マイナ免許証は、誕生日の前後1か月間、更新手続ができます。
- 〇 新たなマイナンバーカードに新しい免許情報が確実に記録されるために、<u>新たなマイナ</u> ンバーカードを受け取ってから、免許証の更新手続を行うよう、お願いします。
- 免許証の更新手続が近づいている方など、ご質問のある方は、総合交通センター(運転免許課)までお問い合わせ願います。(代表 O 2 7 − 2 5 3 − 9 3 O O (内216~217))

